| 国の責務の追加

国の責務として、 国は、 規制の見直しを行うに当たっては、 産業競争力の強化を阻害することのないよ

う配慮しなければならないことを追加すること。

(第四条関係)

新事業活動に関する規制の特例措置の整備等に関する規定の削除

1 規制の特例措置に関する規定を削除すること。

(第八条、第十二条及び第十四条関係)

2 解釈及び適用の確認に関する規定を削除すること。

(第九条関係)

三 見直しに関する規定の追加

1 政府は、 この法律の施行後三月以内に、 株式会社に社外取締役の選任を義務付けることについて検討

を加え、その結果に基づいて必要な法制上の措置を講ずるものとすること。

2 政府は、この法律の施行後一年以内に、株式会社の業務の適正を確保するための体制の強化に係る方

策(1に規定するものを除く。)及び雇用に関する規制の緩和について検討を加え、その結果に基づい

て必要な措置を講ずるものとすること。

(附則第二条関係)